

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令案」等に係る意見募集の結果について

令和8年3月31日
出入国在留管理庁
厚生労働省人材開発統括官

令和8年2月11日（水）から同年3月12日（木）まで、「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令案」等に係る御意見を募集したところ、募集期間中に当該改正案についての御意見が11件寄せられました。

御意見の要旨及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。

本件意見募集に係る省令及び告示は、本日公布されました。

御協力ありがとうございました。